

# あなたに知ってほしい！！

# 子どもの権利のこと

けんり

## ～青森市子どもの権利条例～

けんり じょうれい



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。  
青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて、「青森市子どもの権利条例」という市の決まりをつくりました。

(小学5年生～中学3年生版)

年 組	名前
-----	----

けんり

# 1 「子どもの権利」ってなんだろう？



すべての子どもは、生まれたときから、**しあわせに生きるための権利**を持っているよ。この権利は、世界中の子どもたちみんなが同じく持っている大切なものなんだ。

「世界中の子どもたちが健やかに成長できるように」という願いを込めて作られた国と国との約束を「**子どもの権利条約**」と言うよ。この条約では、次のような子どもの権利が守られることを約束しているよ。



## けんりじょうやく けんり 「子どもの権利条約」～権利の4つの柱～

### 生きる 権利

命を大切にされ、みんなに愛されながら生きることができます。

### 育つ 権利

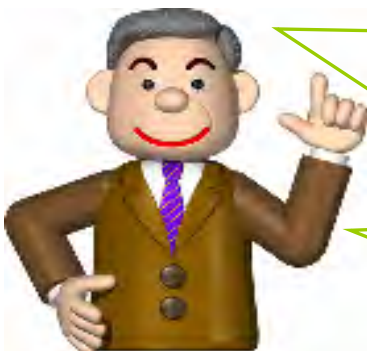
遊んだり勉強したり、いろいろなことにチャレンジしながら、自分らしく育つことができます。

### 守られる 権利

暴力やいじめや差別など、子どもの**うば** **じょうきょう** **けんり**を奪うあらゆる状況から守られます。

### 参加する 権利

自分の意見を自由に表現したり、仲間と集まって活動したりすることができます。



青森市では、この条約の考えにもとづき、青森市の子どもの権利を、子どもも大人もきちんと理解するように決まりをつくりました。この決まりを、「**青森市子どもの権利条例**」<sup>けんりじょうれい</sup>といいます。

この条例では、**17歳**<sup>さい</sup>までを「子ども」と決めています。  
(※18歳<sup>まい</sup>になっても、高校3年生などは「子ども」としています。)

## 2 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

### ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

### ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

### ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達の段階に応じた支援を受けることができます。

### ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

### ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち  
が大切だよ！！

自分と同じように、  
相手にも権利がある  
ことを忘れちゃいけ  
ないんだね。



### 3 みんなにはどんな権利があるの？

「青森市子どもの権利条例」では、青森市の子どもにとって特に大切な権利を、次のように定めています。

#### ①安心して生きる権利

命がいちばん大切。  
平和で安全に暮らす  
ことができるよ。

どんな理由があっても  
差別されないんだ。

こま  
困っているときや  
不安に思っている  
ときは、相談する  
ことができるよ。

ぼくたちはみんな、  
愛されながら大きく  
育つことができるんだ。



きず  
心や体を傷つけられるこ  
とはあってはならないこ  
と。みんな守ってもらえ  
るよ。

#### ◆考えてみよう！

どんな理由があっても、子どもがいじめや差別を受けたり、心や体を傷つけられ  
たりすることは、あってはならないことです。

みなさんのまわりでは、そのようなことが起きていませんか？

みなさんが安心して過ごすことができる家庭、学校、地域ちいきにするためには、一人  
一人がどんなことに気をつければよいか、考えてみましょう。

#### 「青森市子どもの権利条例」

**第6条** 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障ほしょうされなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境かんきょうのもとで暮らすこと。
- (2) 愛情をもって育まれること。
- (3) 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境かんきょうから守られること。
- (5) 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- (6) 困こまっているときや不安に思っているときには、相談し、支援しえんを受けることができること。

## ②自分らしく生きる権利



### ◆考えてみよう！

人には、考え方や何かを大切に思う心など、さまざまな自分らしさがあります。あなたの「自分らしさ」は、どんなところですか？

自分の思いや考えを自由に表現することは大切な権利ですが、そのことによって、相手を傷つけたり、相手の権利を奪うばったりしてはいけません。

一人の人間として、自分らしさが認められることの大切さについて考えてみましょう。

### 「青森市子どもの権利条例」

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (3) プライバシーや自らの名誉めいよが守られること。
- (4) 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- (5) 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- (6) 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- (7) 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。



### ③豊かで健やかに生きる権利

子どもは、遊んだり、  
学んだりしながら育  
つことができるよ。

青森市の伝統や文化に  
触れることも大切だよ。

青森市の豊かな自然も、  
私<sup>わたし</sup>たちをたくましく育  
てくれるよ。

芸術やスポーツに触れる  
ことも、心や体を豊かに  
するためには大切だね。



まちがったり失敗し  
たりすることを怖<sup>こわ</sup>  
がらないで、どんど  
ん挑戦<sup>ちようせん</sup>してみよう。

#### ◆考えてみよう！

子どもは、遊んだり、勉強したり、ときには失敗したりしながら、いろいろな経験をして成長していくものです。芸術やスポーツ、地元の文化、歴史、自然などに触れることも大切なことです。

あなたは、好きなことに打ち込んだり、興味のあることにチャレンジしたりしていますか？

遊ぶことや学ぶことの意味について考えてみましょう。

#### 「青森市子どもの権利条例」

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- (4) 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- (5) まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援<sup>しえん</sup>を受けることができること。

## ④意見を表明し参加する権利

自分の思いや考えを  
言ってもいいんだよ。

相手の思いや考えも  
大切にしてくれないね。



ぼくたちの意見は、大切  
にもらえるよ。

仲間で集まって、自分た  
ちで活動することができるよ。でも、相手のめい  
わくになるようなことは、  
してはいけないんだ。

### ◆考えてみよう！

子どもは、自分の思いや考えを言ったり、社会に参加したりすることができます。自分の意見を発表したり、他の人の意見について考えることや、<sup>ちいき</sup>地域の活動に参加することは、子どもが成長していくうえで大切なことです。

あなたは、自分の思いを自分の言葉で伝えることができますか？

あなたの意見は、大切にされていますか？

<sup>ふだん</sup>普段の生活をふりかえてみましょう。

### 「青森市子どもの権利条例」

**第9条** 子どもには、他人の意見<sup>そんちよう</sup>を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障<sup>ほしょう</sup>されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設<sup>しせつ</sup>、地域<sup>ちいき</sup>などで、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- (3) 自分の表明した意見<sup>いけん</sup>に対し、適切に配慮<sup>はいりょ</sup>されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、活動すること。



「青森市子どもの権利条例」にもとづいて、青森市では、子どもが意見を表明し、参加する場として、「青森市子ども会議」を設置しました。

子どもの立場から青森市のまちづくりに参加したい！仲間と協力しながら自分たちで何かをやってみたい！というかたは、「青森市子ども会議」のメンバーとして活動してみませんか？

## 4 子どもを権利の侵害から救済する機関を設置します

「青森市子どもの権利条例」では、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力など、さまざまなことで悩んでいる子どもを救済するための新しい仕組みを定めています。

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは、「子どもの権利  
擁護委員」に相談してください。

子どもの権利について、専門的な知識と経験を持つ「子どもの権利擁  
護委員」が、みなさんの気持ちによりそいながら、みなさんと一緒に問  
題の解決に取り組みます。

電話、FAX、メール、手紙で相談を受けつけるほか、直接会って話  
をすることもできます。



平成25年度の  
早い時期からの  
スタート予定！！

※電話番号や相談場所などは、決まりしだいお知らせし  
ます。

平成25年2月発行

青森市健康福祉部子どもしあわせ課

〒030-8555 青森市中央1丁目22番5号

TEL：017-734-5348 FAX：017-722-5678

青森市ホームページ：<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

(青森市子どもの権利条例については、青森市ホームページでも見ることができます。)